

\* \* \* \* \*  
F . C . VALENTIA 会 則  
\* \* \* \* \*

平成14年 2月 2日制定

平成15年 1月18日改正

平成16年 1月24日改正

平成17年 1月29日改正

平成18年 1月28日改正

平成19年 1月27日改正

平成20年 1月19日改正

平成22年 1月23日改正

# F . C . V A L E N T I A 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、F . C . V A L E N T I A (以下「クラブ」という。)とする。  
る。

(目 的)

第 2 条 このクラブは、サッカーを通じ心身共に健全な少年少女を育成することを主たる目的とする。

(方 針)

第 3 条 このクラブは、海南スポーツ少年団及び和歌山県サッカー協会に加入しその規約に従い活動することを基本方針とする。

(事 業)

第 4 条 このクラブは、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会等が主催する各種の公式大会への参加。
- (2) 少年団相互間による親善試合。
- (3) その他、クラブの目的達成に必要な事業。

## 第 2 章 組 織

(会 員)

第 5 条 このクラブは、指導者、選手及びその保護者をもって組織する。

2 このクラブに代表者 1 名を置くことができる。

(入会資格)

第 6 条 選手としての入会資格は、小学校に在籍する児童で、保護者の同意を得た者とする。

(支援組織)

第 7 条 クラブには、選手の保護者により組織される F . C . V A L E N T I A 育成会 (以下「育成会」という。)を設ける。

- 2 育成会は、クラブの活動を支援しなければならない。
- 3 育成会は、試合や練習時の、チーム編成、選手起用及び指導方針等については指導者に一任し、なんら干渉は行わない。
- 4 育成会員は、可能な限り事業等には積極的に参加するよう努めること。

(入会・継続及び退会)

- 第8条 クラブに入会・継続を希望する場合は、入会・継続申込書（別紙様式第1号）に、クラブからの退会を希望する場合は、退会届出書（別紙様式第2号）に必要事項を記入の上、会長に提出し、入会等の承認を得なければならない。
- 2 児童の入会と同時に、その保護者は自動的に育成会に入会し、児童の退会と同時に、その保護者は自動的に育成会を退会する。
  - 3 入会申込日の翌月より会費を徴収する。スポーツ安全協会傷害保険料は、初年度入会時のみ選手が実費を負担する。
  - 4 休会・退会した翌月分以降の前納された会費以外は、休会・退会時の払い戻しはしない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 この育成会に、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 若干名 |
| (3) 会計・書記 | 1名  |
| (4) 会計監査  | 1名  |
| (5) 低学年会長 | 1名  |

(役員を選任)

第10条 役員を選任は、会長に委ねる。

- 2 会長は、最高学年生の保護者をもって充てる。
- 3 会長は、指導者と現会長が相談の上、選出する。
- 4 副会長は、本人の承諾を得て、会長が指名する。
- 5 会計・書記は、本人の承諾を得て、会長が指名する。
- 6 会計監査は、5年の学年代表者をもって充てる。
- 7 低学年会長は、4年の学年代表者をもって充てる。
- 8 役員任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は、育成会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計・書記は、会長の指示により経理等を処理する。
- 4 会計監査は、会計を監査する。
- 5 低学年会長は、低学年を代表する。

## 第4章 会 議

### (会 議)

第12条 育成会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 育成会の運営は、会議により民主的に行う。
- 3 会議の議長は、会長がこれを務める。

### (総 会)

第13条 総会は、育成会の最高議決機関として任務権限は次のとおりとする。

- (1) 会務の審議決定
- (2) 予算及び事業計画の審議決定
- (3) 事業及び会計報告の承認
- (4) 会則の改正
- (5) この会則に定められていない事由の決定

- 2 総会には、毎年1月中に、会長が育成会員を招集し、開催しなければならない「通常総会」と、育成会員の3分の1以上、若しくは、役員会または会長が特に必要と認めた場合に速やかに開催しなければならない「臨時総会」とがある。
- 3 総会の成立は、育成会員の過半数以上の出席（委任状を提出した者を含む。）を必要とし、議事決定は、その出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (役 員 会)

第14条 役員会は、第9条に規定する役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として任務権限は次のとおりとする。

- (1) 総会の議決に基づく会務の運営
- (2) 総会を招集する余裕のない場合の緊急事項の審議決定
- (3) その他必要な事項

- 2 前号各項についての決定事項は、次回総会に報告しなければならない。

### (委 任)

第15条 育成会員が、総会及び役員会に出席できない場合は、委任内容を記載した委任状を議長に提出することができる。

- 2 委任状を提出した者は、会議の出席者とみなす。
- 3 書面による委任状の提出がなき場合は、議長に全権委任したものとみなす。

## 第5章 会計及び会計年度

(会計)

第16条 クラブ運営の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 臨時会費
- (3) 助成金，寄付金等
- (4) その他の収入

2 会費は、選手1名につき、月額2,000円とする。ただし、1年生及び2年生は、指導者会の依頼に基づき、月額1,000円とすることができる。

3 クラブの運営上必要と認められる時は臨時会費を徴収することができる。

4 高学年のゴールキーパーのグローブ、サポーター等の補助とし購入金額の半額を補助とする、但し上限金額は3000円までとする。

第17条 クラブの会計年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

(会計監査)

第18条 会計年度終了後、会計監査を行い、総会で報告しなければならない。

(財産)

第19条 クラブとして購入した備品等は、クラブに属する。

(慶弔規程)

第20条 選手及び指導者に対して、次の慶弔規程を設ける。

(1) 選手または指導者が理由の如何を問わず5日以上入院した場合は、1回の入院につき、5,000円を支出する。

(2) 指導者へのお祝い(結婚祝い，出産祝い等)については、10,000円を支出する。

(3) 選手または指導者の親族(1親等以内)が亡くなられた場合は、香典として5,000円を支出する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年2月1日から平成14年3月31日までは、暫定措置として、新チームに対して適用することを妨げない。

附 則 (平成15年1月18日)

この会則は、平成14年4月1日に遡及して施行する。